空き家改修費助成金を申請される方へ

~ 空き家バンク登録物件の改修費用の一部を助成しています ~

1 対象となる住宅

- (1) 空き家バンクに登録された物件で、賃貸借契約が成立したもの
- (2) 住宅の改修に関して所有者等の同意が得られていること
- (3) 過去にこの助成金の交付をうけていないこと

2 対象となる方

- (1) 空き家バンクに登録された物件を所有している方
- (2) 空き家バンクを利用して登録されている物件に入居された方

3 助成金の内容

	改修費用	家財道具撤去	清掃費用	補助額(※1)
	1/3以内	1/2以内	1/2以内	
町内施工業者利用	限度額 100 万円	限度額10万円	限度額3万円	45歳以下の転入者 1人につき20万円加算 (加算限度額100万円)
町外施工業者利用	限度額 50 万円			

(※) 1,000 円未満の端数は切捨て

助成対象経費

生活をするために必要な改修に要する経費

- ・内装、屋根、外壁、台所、浴室、便所、洗面所等の改修経費
- ・他(国・県・町)の助成金等の対象となっている部分は除く

※助成対象者が自ら行う場合の経費は除きます

- (※1)・補助額の加算限度額は 100 万円です
 - ・平成31年4月1日以降に転入し、2年以上町外の住民基本台帳に記載されていた方が対象です。

4 申請手続き等



申請される方

①補助金の交付申請 ②補助金の交付決 ③実績報告、補助金の請求 ④補助金の支給

①補助金の交付申請

以下の書類をご用意いただき申請してください。

【必要な書類】

- □ 交付申請書(様式第1号)
- □ 申請者の住民票
- □ 申請者の納税証明書
- □ 賃貸借契約書の写し
- □ 空き家改修の承諾について (様式第2号)
- □ 改修に係る見積書の写し、平面図等
- □ 現況の空き家全体の写真及び改修を行う部分の写真
- □ 承諾書兼誓約書

③実績報告、補助金の請求

改修が完了した後は、以下の書類をご用意いただき実績報告・補助金の請求を行ってください。

【必要な書類】

- □ 実績報告書(様式第6号)
- □ 改修を行った部分の施工後の写真
- □ 改修に係る費用の支払いを確認できる 領収書又はこれに代わるもの

○支給の取消・返還について

宝達志水町空き家改修費等助成金交付要綱第12条に該当する場合、支給の取消しまた は返還を求めます

5 申請窓口・お問い合わせ先

宝達志水町企画情報課

T929-1492

石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18番地 1

Tel 0767-29-8230

Fax 0767-29-4623

メール kikaku@town.hodatsushimizu.lg.jp